

第3回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

議 事 録

平成20年9月30日

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第3回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成20年9月30日(火)			開会時刻	午後9時30分	
				閉会時刻	午後12時20分	
会議の場所	レオプラザホテル佐世保					
出席した委員 30名中 28名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	深 江 海 人	委 員	松 田 秀 彦	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	中 村 克 介	委 員	吉 浦 初 義
	委 員	新 谷 幸 生	委 員	山 口 久 子	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	諸 藤 キヌ子	委 員	東 雲 和 宏	委 員	河 野 和 子
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	伊 達 木 瀧 之 助	委 員	高 尾 潤
	委 員	川 田 洋				
欠席した委員 及び顧問	委 員	馬 郡 謙 一	委 員	井 村 充 伸		
出席した専門 委員	財務部会 長	山 口 智 久	市民・町民 部会長	浦 川 直 継	契約監理 部会長	藤 松 修 一
	水道部会 長	吉 村 敬 一	企画調整 部会長	永 元 太 郎	農業委員 部会長	山 田 茂 一
	環境部会 長	野 見 山 正	土木部会 長	豊 村 信 政	保健福祉 部会長	廣 山 芳 宣
	子ども未来 部会長	永 石 泰 昭	会計管理 部会長	下 見 好 章	監査部会 長	伊 藤 正 男
	教育部会	中 島 豊	総務部会	赤 瀬 隆 彦	選挙管理 部会	白 石 隆
事 務 局	参 与	千 知 波 徹 夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第3回 会議次第

日 時：平成20年9月30日(火) 9:30～
場 所：レオプラザホテル佐世保

開 会
会長挨拶

議事

【説明事項】

- ・協議項目及び協議予定について
- ・「協議第17号 国民健康保険事業の取扱い」の補足資料について

【協議事項】(前回提案分 今回協議)

- 協議第14号 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について
- 協議第15号 「地方税の取扱い」について
- 協議第16号 「慣行の取扱い」について
- 協議第17号 「国民健康保険事業の取扱い」について
- 協議第18号 「高齢者福祉制度の取扱い」について
- 協議第19号 「障がい福祉制度の取扱い」について
- 協議第20号 「入札・契約に関する事務事業の取扱い」について
- 協議第21号 「環境部会事業の取扱い」について

【提案事項】(今回提案分 次回協議)

- 協議第22号 「財産・負債の取扱い」について
- 協議第23号 「特別職の身分の取扱い」について
- 協議第24号 「条例・規則等の取扱い」について
- 協議第25-1号 「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」について
- 協議第26-1号 「使用料・手数料の取扱い(その1)」について
- 協議第27号 「附属機関等の取扱い」について
- 協議第28-1号 「補助金・交付金等の取扱い(その1)」について

【報告事項】(別冊)

- 報告第3号 事務事業の調整結果報告(調整案件 B以下 幹事会調整事項)
- 報告第3-1号 「契約監理部会の事務事業の取扱い」について
- 報告第3-2号 「土木部会の事務事業の取扱い」について
- 報告第3-3号 「会計管理部会の事務事業の取扱い」について
- 報告第3-4号 「選挙管理部会の事務事業の取扱い」について
- 報告第3-5号 「監査部会の事務事業の取扱い」について
- 報告第3-6号 「農業委員部会の事務事業の取扱い」について

その他

- ・次回日程について
- ・その他

閉 会

第3回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

平成20年9月30日(火)

1.開会

【事務局】 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第3回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開会いたします。

本日は、お足元の悪い中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日の会議におきまして、佐世保市の地域委員の馬郡委員と井村委員がご欠席されておりますが、30人の委員中28名の出席をいただいております。

会議の開催にあたりましては、協議会規約第10条第1項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、定足数を超過しており、会議が成立しておりますことを、まず事務局からご報告を申し上げます。

続きまして、本日の会議で使用いたします資料の確認をさせていただきます。本日、資料が多岐にわたっておりますので、現物をお示ししながらご確認させていただきたいと思っております。

まず、事前に委員の皆様へ送付しておりました「第3回会議次第」お持ちでしょうか。続きまして、協議会第22号から28-1号「行財政調書」、A3判に拡大したものでございます。続きまして、本日は報告事項がございまして、別冊で報告第3-1号から第3-6号まで、最後の分、「農業委員部会の事務事業の取扱い」についてまででございますが、全部で6冊になっております。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

前回提案させていただきました、今回の協議事項になっております「第2回会議次第」を本日ご使用させていただきますので、前回配付していたものでございますが、お持ちでしょうか。お忘れがあられましたら挙手いただければ、資料をご用意しております。よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、本日会場でのご協力をお願いいたします。携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードでのご協力をお願い申し上げます。

それでは、会議次第に基づきまして進めさせていただきます。

それでは、会長でございます朝長佐世保市長よりごあいさつをお願い申し上げます。

2.会長あいさつ

【朝長会長】 皆様、おはようございます。本日は、第3回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会をご案内いたしましたところ、皆様方には、足元が大変悪い中にお集まりをいただきましてありがとうございました。暑く厳しい夏もやっと去りまして、涼しくなりそうな気配でございます。今日でサマースタイルも終わりということでございますので、今日まではノーネクタイでございますが、次からはおそらく皆さん、ネクタイを着用ということになるんじゃないかと思っております。

本日は、先月26日に江迎にて開催しました第2回協議会において、合併の方式をはじめ6項目を決定し、また、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、各市町議会と協議を行い、その協議結果を受けて協議会全体で協議を行い、取扱い方針の確認をして

いくということが決定をされました。

議員の皆様には、早速協議をしていただいております、大変ご苦勞をおかけいたしております。「地域審議会・地区協議会の取扱い」については、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の今後の協議の方向性を見据えながら、後日協議に付するという事で決定をいたしました。また、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」をはじめ、8項目についてご提案をいたしました。

本日は、前回ご提案をいたしました協議項目について、皆さんにご論議をいただくとともに、今回ご提案し、次回協議する分といたしまして、7項目を提案することといたしております。また、幹事会で決定し、協議会で報告するBランク以下の項目が、「契約監理部会の事務事業の取扱い」をはじめ6項目あり、本日の協議会は大変内容の濃い協議になるかと存じます。

委員の皆様には、ボリューム、内容とも多岐にわたり、大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうか最後まで活発なご論議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、会長としてのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。これから先の議事につきましては、会長に議長としての進行をお願い申し上げます。

3. 議事

【朝長会長】 それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。時間の関係もございますので、早速議事に入りたいと思いますが、協議会の議論を実のあるものとするため、皆様の積極的なご意見をよろしくお願いをいたします。

まず初めに、説明事項を議題といたします。協議項目及び協議予定についてと、協議第17号「国民健康保険事業の取扱い」の補足資料について、事務局の説明を求めます。

(1) 説明事項

【事務局】 資料といたしましては「第3回会議次第」、84ページものの資料でございます。その1ページをお開きください。よろしゅうございますか。

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の協議項目及び協議予定ということでお示しをしておりますが、第1回を7月17日に開催をいたしまして、第2回を8月26日に開催して、本日9月30日が第3回となっております。黒丸をした分が、既に協議会に提案をしているものでございます。括弧をして黒丸をした分がでございます。この分は、方向性とか協議の仕方等につきまして、協議会でご決定をいただきましたが、後日、この協議会の中で改めて提案をしてお決めいただくものが、黒丸の括弧書きでございます。白丸が、今後提案をしてご協議いただく分でございます。第3回の部分に丸を7つつけておりますが、この分が今日提案をさせていただくものです。

丸の横に米印をしているのが3つございます。「一部事務組合・広域連合の取扱い」、15番です。16番の「使用料・手数料の取扱い」、19番の「補助金・交付金等の取扱い」、この分については米印をいたしておりますが、この米印は内容が多岐にわたりますので、数度に分けてご論議をしていただくということで分けているものでございます。第4回

以降に協議するものを、丸印としてそこにお示しをしているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、補足の に書いておりますけれども、今日、Bランク以下の分につきましても一部ご報告をさせていただきますが、Bランク以下の事務事業や制度についても、ここでの協議が必要と判断されれば協議会の協議事項としていくということはお約束していることでございますので、そのような取扱いをしていきたいと思っております。

それから、次に2ページでございますが、協議第17号「国民健康保険事業の取扱い」の補足資料ということで、前回、第2回目の協議会の中で国保の収納率の問題、あるいは基金積立金の状況等について、次回資料を示して説明をするということにいたしておりましたので、これにつきましては、この2ページに資料として差し上げております。なお、この分につきましては、後で協議事項で出てまいります協議17号の中で補足を説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番目の説明事項は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、説明事項については、事務局の説明のとおりということで進めることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように取り計らいます。

(2) 協議事項

協議第14号

【朝長会長】 次に、協議事項を議題といたします。

この協議事項については8件ございます。順次1件ごと協議をしていただき、お諮りをしたいと考えております。

まず、協議第14号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についてを議題とさせていただきます。第2回協議会での提案時に説明を受けておりますが、事務局より改めて説明を求めます。

【事務局】 すみません。この分につきましては、第2回の会議次第をお手元にご用意をしていただきたいと思います。傍聴の皆様にはその分だけを、第2回協議会において提案事項分の冊子ということで差し上げておりますので、見ていただくようよろしくお願ひいたします。

それでは、協議第14号、25ページをお開きください。よろしゅうございましょうか。これから先、この提案事項の説明につきましては、前回、8月26日の第2回協議会の際に詳しくご説明しておりますので、また、その後持ち帰ってもらって1カ月ありましたので、それぞれ十分お読みいただいているということで説明は簡単にさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

協議第14号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」でございますが、このことにつきましては、まず江迎町、鹿町町の農業委員会は、佐世保市の農業委員会に

編入をするということがまず第1点でございます。それから、2点目といたしまして、「江迎町及び鹿町町の農業委員会の選挙による委員のうち、江迎町3名、鹿町町2名は」と書いておりますが、今、江迎町では選挙による委員がもともと8名いらっしゃいます。そのうちの3名が在任するということです。鹿町町の選挙による委員は5名いらっしゃいますが、そのうちの2名の方ということです。佐世保市の農業委員会の委員の残任期間、つまり合併してから23年7月19日の間まで、引き続き佐世保市の農業委員会の委員として在任をしていただきます。それから、特例期間経過後につきましては、佐世保市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を改正して、あわせて選挙区の見直しも行います。特例期間経過後ですから、平成23年7月19日以降については、そのような条例を改正したり、選挙区の見直しを行いますということでございます。

このような取扱いを提案申し上げますのは、その理由に書いておりますように、激変緩和ということで農業委員の不在期間をなくして、両町の円滑な農政運営、農業委員会業務を行うということにしたいためです。ただし、在任数につきましては、詳しくは30ページ、31ページに書いていて前回も説明しておりましたけれども、佐世保市の今の農業委員さんの業務、あるいは耕地面積等々を考慮しながら、江迎町3名、鹿町町2名の方を在任いただくということでの提案をしているものでございます。

あと行財政調書につきましては、前回詳しく説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議方お願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第14号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第15号

【朝長会長】 次に、協議第15号「地方税の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 33ページをお開きください。協議第15号「地方税の取扱い」についてでございます。このことにつきましては、まず大原則といたしまして、佐世保市の制度に合わせましょう。ただし、法人市(町)民税の法人税割につきましては、合併新法の規定によりまして不均一課税とすることとして、期間を合併年度及びこれに続く3年度とするという提案でございます。

あと個別には説明していきたいと思いますが、これについては35ページをお開きください。地方税の比較一覧ということにいたしております。

まず、個人市民税、個人町民税についてであります。これについては均等割はそのまま同じ、所得割も同じでございます。制度としては同じでございますので、どこが違うかといいますと、次に書いております若干納期が違うということで、佐世保市と鹿町町は、

ほぼ同じです。江迎町は6月1日から30日までが第1期の納期となっており、一方で、佐世保市は6月16日から30日までとなっております。鹿町は15日から30日まで。あと、2期、3期、4期等につきましても、江迎町が15日間程度の違いがあり、鹿町町とは1日の違いがある、この違いだけでございますので、これは佐世保に合わせましょうということでございます。

それから、法人市民税につきましては、均等割は変わりません。法人税割が、佐世保市は制限税率を採用いたしております14.7%、江迎、鹿町は12.3%、標準税率を適用しています。ということで、これは2.4ポイント、佐世保市の制度に合わせますと高くなります。したがって、この分については、先ほど申し上げたような不均一課税を3年間行いましょうということを提案しております。

具体的には、資料の41ページを見ていただきたいんですが、行財政調書41ページ、よろしゅうございますか。ここの江迎町の欄の2、法人税割の税率の下の部分です。江迎町におきましては121社ございまして、そのうちこの法人税割がかかる法人が35社ございます。この影響額が単年度で、参考の欄に書いておりますように、2.4%上がることによって650万6,000円程度の影響があるということで、専門部会で試算をしております。

次のページ、42ページでございますが、同じように鹿町町におきましては、全法人数が97社ございますが、そのうちに法人税割がかかっていらっしゃる法人が44社。この影響額が334万8,000円程度という状況になっております。

このようなことも勘案いたしまして、そのような不均一課税をとらせていただくという提案をしているものでございます。

次に、また36ページに戻ってください。固定資産税でございます。固定資産税率は1.4%、これは1市2町とも変わりませんけれども、この固定資産税につきましては、これも納期の違いがございます。一番大きく違うのが、江迎町、鹿町町は4期に分けます。これは佐世保も変わりませんけれども、4月1日から2月末までの中で、それぞれ各期ごとにご納税いただきます。一方、佐世保市は年内、4月16日からスタートいたしまして、第4期が12月25日までということで、納期が約2カ月程度違うということでございます。したがって、この方針でいきますと町民の皆さんにお知らせをして、納期がこういうふうになりましたよということを十分知らせる必要があるということになるわけでございます。

それから、軽自動車税につきましては、これも1市2町、税率等は変わりませんけれども、佐世保の納期が5月16日から31日までと、それから、江迎、鹿町は4月15日から、1カ月近くこちらのほうが納期が早く、30日までという違いがありますが、これも佐世保市に合わせますので、5月16日から2週間程度でご納税いただくというようなことになるわけでございます。

それから、37ページでございますが、市町村たばこ税、これは1市2町一緒でございますので、佐世保市に合わせるとなりますけれども、調整の必要がないという状況でございます。

特別土地保有税につきましては、これも1市2町とも平成15年度から課税を行っておりません。また、江迎、鹿町においては該当件数がございません。このような中で、これ

も現在課税停止しておりますので、特段の調整をする必要がないということでございます。

それから、都市計画税でございます。税率、佐世保市は0.3%になっております。江迎町、鹿町町であります。両町とも佐世保市と同じように都市計画の指定はございますが、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の線引きがございません。当然、都市計画税は市街化区域の中での課税になりますので、両町には線引きがございませんので、都市計画税はないということでございます。

入湯税につきましては、佐世保市が入湯客1人に150円、鹿町町も同様でございます。納期も同様。江迎町は制度がございません。これを佐世保市に合わせるといたしますと、次の38ページを見ていただきたいんですが、今、鹿町町には「やすらぎ館」という温泉施設がございまして、ここが対象になるのかどうかということになるわけですが、結論から申し上げますとらないということでございます。なぜかと申し上げますと、佐世保市の課税免除の規定に書いておりますように、その3番目、宿泊を伴わない日帰り客の入湯者につきましては、課税免除をいたしましょうということにいたしております。鹿町の「やすらぎ館」につきましては、宿泊施設ではございません。日帰り客用の施設でございますので、かからないということでございます。

以上のように、基本は佐世保市に合わせます。ただし、法人市(町)村民税については、3カ年間の不均一課税をとりましょうという提案でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田と申します。「地方税の取扱い」についてお聞きいたしますが、ほとんどが佐世保市の制度に合わせるということで、このことについては問題はないんですが、気になる点がありますので質問させてもらいたいと思います。

と申しますのは、地方税の比較一覧を見てみますと、徴収率が、個人市(町村)民税、佐世保の場合91.59%、江迎が95.82%、差が4.23%あります。また、法人税については、佐世保が95.1%、江迎が99.40%、4.3%も差があります。固定資産税については、佐世保市が87.9%、江迎の場合は92.66%、4.76%の差があります。軽自動車税では、89.6%が佐世保市の徴収率ですが、江迎の場合92.57%で、2.97%と、大体4%ぐらいの徴収率の差がございまして。

国民、例えば市民、町民の義務である納税の意識が、佐世保と江迎町では差があるのか、もしくは、徴収方法に問題があるのではないかと考えられます。編入合併がなされた後は、どうか、小さい町ではございますが、町のいい点は参考にされてほしいと思います。このことを要望しておきますが、どのようにお考えでしょうか。質問いたします。

【朝長会長】 いいですか。

財務部長。

【財務部長】 佐世保市の財務部長でございます。今のご質問、ご指摘のとおりでございます。お話の中にもありましたように各町のいい点、それぞれに取り入れるべきかと思っております。

なお、本市の場合、確かに低いところもございますが、今、目標を掲げて少しずつ上げていこうという努力もいたしておりますし、そういうところで頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。人口規模がちょっと大きいと、どうしてもやっぱり低くなるというのがございますので、努力はしているんですけども、なかなか思いどおりにいかないというのが現状でございます。いろいろ手法については見習わせていただきたいと思えます。

ほか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【鹿町町諸藤委員】 鹿町の諸藤と申します。納期についてなんですが、一番最初、6月16日から30日までとしてありますが、預金口座引きの場合は、当初に引かれるんでしょうか、後のほうに引かれるんでしょうか。私たちとしてはやっぱり一番最初の日にちは納めないで、なるべく後のほうに納めるんですけども、どうでしょうか。お尋ねいたします。

【朝長会長】 財務部長。

【財務部長】 財務部会です。納期設定の最終日に落とされるということでございます。

【朝長会長】 ようございますでしょうか。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ほかにないようでございますので、それでは協議第15号「地方税の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

協議第16号

【朝長会長】 次に、協議第16号「慣行の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 57ページをお開きください。「慣行の取扱い」についてでございます。大きくは四つございまして、1つ目が花、木、歌、2つ目が宣言、3つ目が憲章、4つ目がき章ということでございます。

まず、花、木、歌につきましては、58、59ページを見ていただきたいんですが、佐世保市は市の花が「カノコユリ」、市の木が「ハナミズキ」、市の歌として「佐世保市歌」がございまして、江迎町は、町の花が「スイセン」、木が「マキ」、歌が町歌と音頭と2つございまして、それから、鹿町町は59ページでございまして、ご承知のように花が「ツツジ」、それから「カシ」、それから町の歌として「鹿町町歌、鹿町遊情、鹿町音頭」と3つがございまして。

これらについては、やっぱり1つの市にしていくわけでございますので、どうしても一本化しなければいけないということで、「市の花」「市の木」「市の歌」につきましては佐世保市の制度に合わせましょう。ただし、両町も今まで伝統を持たれて、またいろんな歩みの中でこのようなことをはぐくんでこられたこともございますので、両地区の由来の花、

木、歌として伝承していきましょう。具体的な対応策の中に書いておりますけれども、慣れ親しんだ江迎町、鹿町町のシンボルとして、花、木、歌は地域の特性を生かす素材として地区のまちづくりに生かしていきましょう。まだ抽象的な内容で申しわけございませんが、実際に合併をして、具体的にどういった取り組みができるかは検討していく必要があるのかなと思っております。

それから、次に60ページ、61ページ、宣言でございます。佐世保市は「平和宣言」から「男女共同参画都市させば宣言」まで9つの宣言を、それぞれ長い期間にわたって宣言をしてまいりました。一方、江迎町でも3つの宣言がございます。鹿町町でも3つの宣言がある。これについては、調整方針として佐世保市の宣言に統合するということにいたしておりますが、江迎町、鹿町町の、例えば「核兵器廃絶・平和の町の宣言」、あるいは「飲酒運転の根絶」「暴力根絶」、鹿町でいきますと「交通安全都市宣言」等々を含めまして、佐世保市の9つの宣言の中ですべて包含されますので、これは佐世保市の宣言に統合するということで提案をしているものでございます。

続きまして、62ページ、63ページ、憲章でございます。佐世保市民憲章は昭和48年に制定されまして、一定の期間を経過しております。市民憲章の内容に書いておりますように、「私たちは力をあわせ、明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょう」から、5番目の「私たちは力をあわせ交通事故をなくし、公害のない町をつくりましょう」、これを市民憲章として今行っているところでございます。江迎町は憲章がない。鹿町町は、町民憲章が平成9年10月に、5項目の宣言をなさっていらっしゃいます。考え方でございますけれども、市民憲章は佐世保市の憲章を用いましょうということで提案をいたしております。

実は1市4町、旧4町との合併の際は、佐世保市も昭和48年につくってかなり年数も経過しているのです、この際新たな宣言を検討しましょう、新たな宣言を制定する方向で進めましょうということにしております。今、佐世保市は将来に向かって中核市を目指すということで、この合併協議も進めているところでございます。それらを見据えながら、その分については検討していきたい。当面は、佐世保市の憲章を用いるということでの提案をいたしているものでございます。

続きまして市章でございますが、64ページ、65ページ、これにつきましてはそれぞれ市のき章、あるいは町のき章がございます。そこに図を示しているとおりでございますけれども、第2回目の協議会のときに「佐世保市」という名称をこの協議会の中で決定をしていただきました。「佐世保市」という名称が変更されることがない以上、どうしても市章につきましては、佐世保市が使用している市章を使うということが大原則になろうということで、佐世保市に合わせるということでの提案をしているものでございます。

以上、4点について、よろしくご審議方お願いいたします。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第16号「慣行の取扱い」については、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第17号

【朝長会長】 次に、協議第17号「国民健康保険事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 67ページをお開きください。協議第17号「国民健康保険事業の取扱い」についてでございます。この取扱いにつきましては、大原則といたしまして、佐世保市の制度に合わせましょう。税率についても、次のとおりとしたいということでございます。

大きく三つございまして、医療給付、それから後期高齢者支援金、それから介護納付金とこの三つございまして、まず医療給付と後期高齢者の支援金の分につきましては、合併年度は不均一課税としましょうということにしておりますが、合併年度となりますと、今この協議会の中で、平成22年3月31日までの合併を目標としましょうということにしておりますので、21年度中の合併ですね。これもこれから協議会の中でいつその日にしましょうと決めていきますが、年度の後半になりますと、例えば3月に仮に合併するとういたしますと、3月1日から1カ月ぐらいしかない。その期間だけは経過措置を講じましょうということでございますので、新年度、22年度になりますと、もう佐世保市に合わせさせていただきますという内容でございますので、経過期間はほとんどないものだという理解でぜひお願いしたいと思います。合併翌年度からは新市における税率に統一をしますというのはそういう意味でございます。

また、賦課方式は、今、方法論として均等割で取る方法と世帯割で取る方法と所得割で取る方法と資産割で取る方法と四つの方法があるんですが、佐世保市は以前に見直しを行いまして、資産割を廃止しております。したがって、3方式を採用するというので、均等割と世帯割と所得割で、資産割は取らないということでの提案でございます。

どうしてこのような方式をとるかという理由は、69ページの真ん中付近の二重丸の部分です。佐世保市の税率で江迎町の税額を試算比較する。要するに、今、江迎町の皆様は税としてお支払いになっている分が、佐世保市に合わせたら幾らになるんですかということ計算したものでございます。医療給付分でございますと、佐世保市で計算することによって、町民の方は（平均で）上がり下がりそれぞれでございますので、一人一人は違います。あくまで平均でということをお願いしますが、5,190円上がります。一方、後期高齢者の支援につきましては、逆に3,419円下がります。介護納付分につきましては、それが1,537円下がります。1人当たりで234円の増ということで、これはほとんど江迎町は1人平均にすると影響がないということでございます。

一方、70ページ、71ページ、鹿町町でございますが、同じく71ページの二重丸の部分でございます。医療給付費の分につきましては、佐世保市に合わせますと1人平均1万1,308円、年間ですけれども上がります。後期高齢者の分でございますと、4,044円下がります。介護納付でございますと1,358円下がります。トータル5,906円の増になります。月平均ですと492円ということで、1人平均は上がりますけれども、全体的なことを考えていっても、このご負担は、佐世保市民は全員がそういうふうに行っているわけでございますので、専門部会の中でも十分議論いたしました。これはもう佐世保市に合わせましょうということで、この協議会でも提案をしていくようにした次第でございます。

なお、補足資料といたしまして、第3回の協議会の資料の2ページでございます。前回、議論の中で収納率がどのようになっているのかということでございました。先ほど、税の取扱いの中でも話が出ておりました、収納率でございます。佐世保市は、19年度一般保険者分で90.65%、トータルでいきましても19年度92.7%でございます。一方、江迎町、鹿町町さんにつきましては、一般部分で93.87%、トータルで94.81%。鹿町町が一般で94.62%、トータルで95.44%ということで、これも先ほどの答弁ではございませんが、佐世保市が江迎町、鹿町町を見習わないといけないということじゃないのかなと思っております。

なお、ほかの各市、町の状況もお示しをしておりますけれども、先ほどの会長のご答弁じゃございませんが、都市部、人口が多いところが収納率がやっぱりどうしても低いというのがこの資料で見てとれるのかなと思います。

それから、財政調整基金、どれくらい積み立てているんですかということにつきまして、佐世保市としては年平均5%以上の相当額を積み立てるということに基づいております。第2回目の協議会資料の76ページでございまして、江迎町、鹿町町につきましては、保有割合が、佐世保が5.94%で、江迎が32.09%、鹿町が35.82%ということで、両町におきましては3割以上の保有割合になっています。佐世保市が5%は超えておりますが、5.9%の状況だと、このことについてのご指摘があったらうとは思いますが、このような考え方でしております。

また、2ページに戻らせていただきますが、参考までに、旧佐世保市が合併しました4町の場合に保有割合がどれくらいだったのかというのをお示しをしておりますけれども、吉井が12.75%、世知原が24.98%、宇久が30.14%、小佐々が8.52%ということで、江迎町、鹿町町さんは基金の割合が高いということが言えようかと思います。

以上のようなことで、「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、67ページにお示ししておりますようなことで取扱いをする。介護納付金分につきましては、合併年度はそれぞれ賦課している税率を用いて不均一課税と、翌年度から新市における税率の統一をしますということでございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質疑はございませんか。

松田委員。

【江迎町松田委員】 今の説明の中で重複点があるかもしれませんが、私なりに疑問点というんですか、お聞きしたい点がございまして、よろしくお聞きしたいと思っております。

今の賦課方式で4方式から3方式になるということで、江迎町の場合、合計すると234円の増加、鹿町町の場合は5,906円の増加となるということでございました。それに絡んで、佐世保市が4方式をとったらどうなるかとお聞きしようと思ったんですが、資産割は廃止するということでございますので、もうそれを聞いても何もなりませんから、それは別として、増加になりますが、それに比べて基金の保有割合が、佐世保市の場合は保険加入者、被保険者数が7万383人おられます。全体から見ますと27.72%が国保に加入しておられる方ということになりますが、江迎町の場合は1,957人で33.26%、鹿町町の場合が1,791人で34.69%が国保に加入されておられます。

そうした場合、何を聞きたいかというのは、1人当たりの基金の保有割合が、佐世保市の場合は1万4,452円に当たります。江迎町の場合は6万8,983円に当たります。鹿町町の場合は8万3,879円という金額になります。この差が大きいのですが、国保加入者の被保険者間に不平等感が起きないのかどうか、この点をお聞きするところでございます。

もう一つ、2点目については、国保運営について、佐世保市の場合、保険料の収納率に問題があるように見受けられますが、滞納額が佐世保市の場合どれくらいあるのかを確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【朝長会長】 今の質問、保健福祉部会ですか。市民生活部。

はい、どうぞ。

【市民生活部長】 市民生活部長の浦川でございます。基金の不平等感というご質問がございましたけれども、これは江迎町さん、鹿町町さん、パーセンテージが高くて、当然人数で割ると金額が高くなるということでございます。

ここにも書いてあるとおり、厚生労働省からの通知に基づきまして、佐世保市も5%を確保しておりますし、保険者の数で割りますと確かに低くなりますけれども、そういう1人当たりの高い低いということよりも、この調整、基金の積み立ての額といいますが、パーセンテージですね、5%の保有をしていくということが大事じゃないかなというふうに思っております、1人当たりの金額の不平等感というのは確かにございますけれども、我々としては5%の基金の積み立てのこの数字といいますが、それを遵守していきたいというふうに思っております。

滞納額につきましては、国保税課長に答弁させます。

【国民健康保険課長】 国保課長です。ただいまありました平成19年度の収納率の現年課税分で、未収額が5億4,481万4,000円になります。滞納繰越分が26億5,700万6,000円で、合計で32億182万円ということになります。

以上です。

【朝長会長】 松田委員、はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 基金の割合についての分は今説明がございましたが、基金の保有額は5%でいいんだということで、私のほうとは若干の考え方の違いがありますから、それはそれで佐世保市の課長さんに合わせてみたいと思っておりますが、というのは、今、病院に入ったらおわかりのとおり、高度な病気というんですか、脳疾患とかいろんな、これは1カ月に大体最高5~6百万かかるということをお聞きいたしております。そうしますと5%で足りるのかなと私は考えますが、佐世保市のほうが言われるのがみんな正解でしょうから、それはそれとして、今、滞納額をお聞きいたしますと、5億4,000万と26億5,000万ですか、滞納額がある。そうしますと、30何億滞納額があるような計算になります。調定額を見させてもらいました。調定額は51億3,500万になっております。これを割りますと62.6%ですか、若干数字が狂ってくるかもしれませんが、62%の滞納額がある。ちょっと考えられないんですが、これは今後どういうふうに、何か回収の方法があるのかどうかをお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

以上でございます。

【朝長会長】 部会長がされますか。はい、課長。

【国民健康保険課長】 それではお答えいたします。まず、先ほど高度療費のことについてちょっと話がありましたので、ちょっと触れたいと思います。全国の市町村国保の1カ月のレセプトの最高額というのが先日発表がありまして、月額最高額が4,186万円ということです。先ほど5%ということでありましたけれども、江迎町と鹿町町の規模でいけば、5%というのは基金が2,000万円ぐらいという形になります。こういうふうな高度医療の発生するような方が1人出てくれば、とても5%では維持できないというふうに考えられます。先ほど、2ページの資料にありましたように、アのほうで5%以上の基金の保有が必要だということで、保険者として規模が大きければ、5%持っていれば、佐世保みたいに10億を超える形ですので、高度医療の方が発生しても十分耐えられるというふうに考えます。イのほうにあるのは、5%以上持っても中長期的に耐えられる部分について、先日話がありましたけれども、県のほうから25%から30%というのは、そういうふうな高度医療の発生したときに耐えられる分ということでは、小規模の保険者にとって5%では足りないんじゃないかというようなことで、そういうふうな国のほうからの助言、指導があっていると考えます。

それから、収納率について話がありました。2ページの、先ほど説明されましたけれども、佐世保市の19年度が92.70%ですね。その県の平均値を県のほうにお尋ねしましたら、県の平均が92.64%です。ですから、佐世保市は若干上回っている状況になります。それから、全国の18年度の状況ですけれども、市部の平均は90.02%です。それから町村部が93.52%、ここに3.5%の開きがあります。全国平均でしますと、90.39%ということになります。

ですから、佐世保市としては、収納率としては都市部の中でも平均を上回っていますし、先日もちょっと冒頭にありましたけれども、規模がやっぱり大きくなると動きが悪くて、収納率を伸ばすのになかなか苦労がいるということで、佐世保市としても、ここに18年度から19年度で0.44%上がっていますけれども、17、18、19年度と滞納処分等を強化して、収納率の向上のためにいろいろ努力を現在しているところです。

江迎町さん、鹿町町さんが大分上にありますので、今後、合併するに当たって、こういうところを見習いながら、収納率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

ほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ほかにごありませんようですので、協議第17号「国民健康保険事業の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

協議第18号

【朝長会長】 次に、協議第18号「高齢者福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 77ページでございます。協議第18号「高齢者福祉制度の取扱い」につ

いてであります、これは高齢者福祉制度の中の敬老行事についてのご提案でございます。敬老行事、敬老祝金、敬老記念品、それから長寿祝金でございます。この分につきましては、佐世保市の制度に合わせましょう。ただし、敬老祝金については、合併年度のみ事業を引き継ぐということで、先ほどご説明申し上げましたように、合併年度ということはほとんど期間がないということだろうというふうに想定されますので、実際に合併して、22年度からは佐世保市の制度に合わせるという理解をお願いをしたいと思います。

これについては、78、79ページに、それぞれ佐世保市、江迎町、鹿町町の状況を書いておりますけれども、敬老記念品、あるいは長寿祝金については、佐世保市のほうがすぐれているので、これは特段問題ないんですけれども、敬老祝金のほうでございます。江迎町は、80歳に達していらっしゃる方について5,000円を支給されていた。祝金だけで270万。一方で、鹿町町のほうは敬老祝金が77歳、88歳から98歳と99歳以上ということで、対象者に92万円程度のそれぞれ祝金の支給がありました。佐世保市も平成18年度まではございましたけれども、佐世保市はこれを廃止をいたしております。したがって、この分については、22年度以降につきましては、佐世保市に合わせますので事業がなくなりますが、そこは佐世保市に合わせるということでの提案をしているものでございます。

以上、よろしくご審議方お願いをいたします。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ございませんね。それでは、協議第18号「高齢者福祉制度の取扱い」については、原案のとおり決定することによろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第19号

【朝長会長】 次に、協議第19号「障がい福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 81ページでございます。協議第19号「障がい福祉制度の取扱い」についてであります、この分は障害福祉制度の中で、障害者医療費助成、いわゆる福祉医療についてのご提案でございます。このことにつきましては、佐世保市の制度に合わせます。ただし、2町におきまして、合併前に対象者であった方につきましては、合併年度及びそれに続く3カ年間、各町の制度をそれぞれ適用しましょうということで、これは受給対象の皆様方の急激な経済的負担の増を回避するというので、3カ年間経過措置を設けていきたいと思います。

前回もご説明申し上げましたが、身障者の1、2級、あるいは療育手帳保持者のA1、A2の方、これについては佐世保市も両町も変わりませんが、身障者3級、療育手帳B1の方につきましては、両町は800円を超える額を助成ですから、対象者の方は800円までの負担でいい。一方、佐世保市は800円を超える額の3分の2の助成ということで、3分の1両町が手厚いんですよという話でございます。同じように、佐世

保市は身障者手帳では支援がございません。そのような差がありまして、この福祉医療につきましても、両町の制度がサービスが高いということになります。両町に合わせますと莫大な財政負担を伴うということで、3カ年間の経過措置を設けて行ってほしいということでのご提案でございます。

以上、よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ご意見、ご質問はないようでございます。それでは、協議第19号「障がい福祉制度の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第20号

【朝長会長】 次に、協議第20号「入札・契約に関する事務事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 87ページをお開きください。協議第20号「入札・契約に関する事務事業の取扱い」についてであります。これにつきましては佐世保市の制度に統合いたします。ただし、合併後最長5年間は、それぞれの地域性等を考慮した指名選定方法で対処いたしましょう。ただ、こういった考慮した入札の指名選定の方法を継続するかどうかは、3年間をめどにどうするかを協議しまして、取扱いを定めていきたいと思います。

これは、江迎町、鹿町町の特に建設関連の業者の皆様方が、佐世保市と合併することによって急激な経営環境変化を起こすということになります。問題があるのではないかと。ということで、両町の区域内で行われる工事等につきましては、それぞれの地域の業者さんできるだけ選定をしてやっていきたいと思います。大きく言えばそういうことの内容です。ただし、それをすることは、今、佐世保市内の工事を自分たちがチャレンジして行いたいんですという方については、それまで、両方をとるとするのはちょっとよすぎますので、あくまでもその地域ということをやるとでございます。わかりやすく説明しましたので、誤解を招かないようにしていただきたいんですが、そのような措置をとりたいということでのご提案でございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。
はい、どうぞ。

【江迎町新谷委員】 江迎町から参りました新谷と申します。質問というよりもお願いというか、確認なんですけれども、非常にいい心の通った取り決めごとだろうというふうに解釈をいたします。

ただ、今度の合併後の場合は、執行権者が江迎町の町長さん、あるいは鹿町町の町長さんではなくて、佐世保市のほうから公共工事という形で仕事が出てくることになってくると思います。従来、江迎町、鹿町町、それぞれの区域の中で、どの程度の公共工事が発注をなされておったかというのは、僕は門外漢なので存じ上げませんが、いろいろな財政

状況のこともあると思います。そういう流れの中で、若干の減少は仕方がないことだと思いますが、それぞれの地域において、公共工事がそれなりに発注がなされるのか、その部分について一定の配慮をしていただくということを確認させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

【朝長会長】 はい、公共工事の事業量ですが、土木部長ですか。どなたですか。

契約管理室長。

【契約管理室長】 鹿町町、江迎町の最近の工事の推移につきましてでございますけれども、手元のほうに鹿町町のほうから資料をいただいております、まだ江迎町のほうからいただいておりますが、平成15年以降、やっぱり公共工事につきまして厳しい環境にございまして、年々減少していくという実情がございます。過去合併しました4町のことと言いますと、合併した翌年には、合併効果等の関係でしようけれども、工事量が増えています、その後やはり公共事業については減少していくという傾向がございます。これは多分、今回の例におきましても同じような傾向があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 今のご説明で、ご理解をいただけますか。

はい、どうぞ。

【江迎町新谷委員】 その部分を確認したかったわけではありまして、こういう時代の流れですので、そういうふうになっていくっていうのは、これは皆さん、当然覚悟の部分だというふうに思います。

私が申し上げたかったのは、開けた言い方をいたしますと、例えば、下水道の埋設工事、敷設の工事というのが今江迎町では、やられております。そういう部分においても、お聞きするところによりまして、佐世保市さんの場合は住民アンケート等をとられて、住民の要望が強いところを優先的にということをやっているというふうにお伺いをいたしております。そういうシステムで、例えば江迎町のほうにも同じようなアンケートをとった流れの中でやるということになると、単純に下水道の敷設、あるいは公共工事の施工という部分ではなくて、トータルでの工事の発注量というのが、極端に言いますと、江迎町とか鹿町町ではなくなっていくというか、減速のスピードが速くなり過ぎるのではないかなというふうな少し不安を持ちましたので、そういう部分においても、流れの中で減っていく部分はもう仕方がないことではあるが、ある一定の配慮をもって各地区の公共工事もやっていただけるのかなというところを確認させていただきたかったわけでございます。

【朝長会長】 はい、どなたですか。財務部長。

【財務部長】 財務部会からお答えを申し上げます。今ご指摘がありましたように、公共事業全体は、国、地方とも大変厳しい財政状況の中で、21年度の予算についてもマイナス3%といったようなものが示されております。今度、総合経済対策が少し膨らむような話も出ておりますが、基本的には緊縮傾向だろうというのは変わらないと思っております。

今ご質問の点につきましては、トータルとして仮に落ちる、あるいは落ちないとしても、それぞれの地域で必要なものをどう配分していくかという話だろうと思っておりますので、例えば、それぞれのところに分野別の過疎計画でありますとか、いろんな分野での計画という

のがありますので、その計画に上げられているものが妥当かどうかというものを検証しながら、限られた財源をどう配分していくかということになるかと思えます。

したがって、ある地域だけが何だか大きくなったり、小さくなったりというふうなことは、基本的にはないということだと思っております。当然、いろんな公共事業をやるに当たって、例えば道路ですと、道路の改良率、舗装率、そういったようなものが地区ごとに見た場合どうなのかといったようなことも考えながらやっていくということになるかと思えますので、そういう必要に応じた財源配分ということを当然考えていきたいというふうに思っております。

【朝長会長】 アンケートの話があったんですけども、それについては水道局ですか。下水道の話がありましたね。そういう形で進めていらっしゃるんですか。

【水道局】 すみません、急に呼ばれて、質問の趣旨を聞いてなかったものですから。私どもは、基本的には下水道を普及して行って、環境の保護に努めておりますけれども、要するに引いていただく方のご賛同をいただくというのが基本でございます。少なくとも普及していく中での半分以上のご賛同を得ることが、私たちは基本的な要件と考えております。下水道も企業会計ということで、やはり費用対効果ということも考えていかなければなりませんので、地区の皆さんにアンケートをして、半分以上のご賛同を得たところからということで基本的に考えております。

以上です。

【朝長会長】 よございますか。要するに、地区の住民の皆さん方のご理解があったところからやっぱり進めないと、反対が多ければ進められないということからの話だと思えますので、そういうことでご理解をいただいてよございますか。

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでしたら、協議第20号「入札・契約に関する事務事業の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定いたします。

協議第21号

【朝長会長】 次に、協議第21号「環境部会事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 91ページをお開きください。「環境部会事業の取扱い」についてでございますが、この分については、ごみ処理の収集回数について提案をするものでございます。ごみ処理の収集回数につきましては、佐世保市の制度に合わせましょう。佐世保市の制度に合わせると思いたしますと、可燃ごみが週に2回、不燃ごみを月に1回、資源物を月に2回収集とします。粗大ごみにつきましては、電話予約等によりましての随時個別訪問収集としますということでご提案しておりますけれども、92ページ、93ページにその状況についてお示しをしておりますが、ご承知のとおり、江迎町、鹿町町におきましては、北部塵芥一部事務組合で共同の処理をしていらっしゃるしまして、家庭系ごみでいきますと週

3回、これは佐世保市の場合は週2回ということで、1回減るということになります。それから、不燃物につきましては、佐世保市が月1回に対しまして、江迎、鹿町は月2回。資源物は月2回収集で、基本的には変わらない。粗大ごみの収集につきましても、江迎町につきましてはステッカーを張って出すというようなことでお伺いをしているところでございます。

これについては、佐世保市に合わせましょうというのが調整方針でありますけれども、佐世保市民は、私も市民の一人でございますが、週2回収集で家庭ごみは十分対処させていただいております。旧4町との合併のときも、佐世保と合併してえらいサービスが悪くなりますよねというようなご意見もあったんですけども、実際に、十分事前に説明をして、周知を図りながらやらしていただくことによって、そう大きな不満、不平等は、この件については出てきておりませんでしたので、ぜひこういう内容で協議を進めさせていただきたいということでご提案するものでございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、協議第21号「環境部会事業の取扱い」については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたしました。

以上で、協議事項につきましては終了をいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時50分からといたします。

(午前10時35分休憩)

(午前10時50分再開)

【朝長会長】 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

(3) 提案事項

協議第22号

【朝長会長】 次に、提案事項に入りますが、これから提案される案件は、本日の提案を聞いた上で、次回協議会で議論し、決定していくこととなります。本日は事務局の説明を聞いていただいて、不明な点やご意見などを出していただければと存じます。今回は、会議次第にお示ししてありますように7件を提案しております。内容的にボリュームがあるようでございますので、1件ごと進めたいと思います。

それでは、協議第22号「財産・負債の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 「第3回協議会次第」の会議資料の3ページをお開きください。協議第22号「財産・負債の取扱い」についてであります。江迎町及び鹿町町の財産、これは、財産といたしましては、後で詳しく説明いたしますけれども、公有財産、物品及び債権並びに基金等でございます。及び負債、これは地方債、債務負担行為等でございますが、これらにつきましては、すべて佐世保市に引き継ぎますという内容でございます。

以下、財産内容等につきましてご説明申し上げたいと思います。

資料の4ページ、5ページに、行財政調書ということでお示しをしております。表を見てくださいと思います。まず佐世保市、江迎町、それから鹿町町にわたりまして、財産、これは全部18年度末の決算で数値をあらわしております。この4ページ、5ページの資料は、総括的な表でございまして、今佐世保市に財産は、基金はどれくらいありますよ、債権はどれくらいありますよというのをすべて総括的にここに書き込んであります。この財産の取扱いを論議する前には、町とか市に財産区があるのかどうかをまず確認をいたします。佐世保市に財産区はございません。江迎町、鹿町町も財産区はございませんので、財産区を設ける必要がないということをまず確認をいたしました。

それから、4ページの資料の右側の半分下のほうに参考事項ということをお示ししております、ここに説明を加えたいと思います。編入合併の場合につきましては、「財産・負債の取扱い」は編入をする佐世保市が引き継ぐというのが原則的な考え方であるというのがまず第1点でございます。それから、江迎、鹿町での財産の経緯、あるいは条例等の趣旨を尊重しながら運用をしていかなければいけないであろうということを2点目に挙げております。3点目は、江迎、鹿町町では現在財産区の設置はないということでございます。

次ですが、一定規模以上の財産の処分や負債の増加は、相互に連絡し合うことでの申し合わせを行いましょうということにいたしております。一定規模以上というのは、特段、何千万円ですよとか、どれくらいの規模ですよというようなことは、具体的には示しておりませんが、要は考え方として、合併協議について大きな影響を与えるようなものについては相互に連絡を取り合いましょう。要は、言いかえますと、駆け込みはお互いにはやりますまい。せっかく合併するのだから、この機会にこういうのをしておこうかということについては、お互いにやめましょうよということを申し合わせるものでございます。ただし、どうしてもお互いに必要な事業というものがございまして、それはそれを出し合いながら協議をしていまいしょうということでございます。

次にその他、両市町が加入する一部事務組合における財産・負債の状況ということをお示ししておりますが、これは1市2町だけではなくて、それぞれ、特に町の皆様方につきましては、一部事務組合でいろんな事業を運用していらっしゃるところがございまして、そこに借金があったり、基金を積み上げたりということをしていらっしゃると思いますので、その分もここでご報告するというにいたしております。例えば佐世保市におきましては広域圏組合、これに対して12億の基金を持っております。江迎町関連では、いわゆるごみの処理組合の北部塵芥処理組合に対しまして、借金残高、地方債残高が1億1,700万程度でございます。同じように、北松南部清掃一部事務組合というのは、し尿を共同処理していらっしゃる組合でございますが、ここに対する基金積立金として2,900万ほどある。また、江迎、鹿町、両町で、鹿町・江迎給食衛生一部事務組合というのをつくっていらっしゃいます。この基金の残が180万程度でございます。また、松浦地区火葬場組合、これに対して基金積立金が170万ほどある。一方、松浦地区消防組合につきましては、江迎町分で1,130万ほどの地方債、借金残高があると。鹿町町も同じようなことでそこにお示しをしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして、6ページをお開きください。佐世保市の基金は、トータルで今183億でございます。一方、江迎町がトータルで18億9,300万、鹿町町は7億6,900万とい

う状況でございます。また、基金の種類もそこに書いておりますように、同じような基金もございまして、それぞれ市、町において独特の基金もあるということでございます。上から二つ目、減債基金と財政調整基金、これはそれぞれ1市2町、これはどこの市町村でもございましてけれども、これがいわゆる一般的に使える基金であるという理解をしていただければと思います。

なお、先ほど説明申し上げましたように、これは今の時点、平成18年度末の数値でございます。当然、今19年度が終わりまして、今20年度でございます。21年度でまた新たな予算編成もお互い進捗していく必要がございますので、この基金の額は変動するものであるということでご理解をお願いしておきたいと思っております。

それから、次、7ページにつきましては、債権についてそれぞれ書いております。佐世保市はここに書いておりますような債権で、合わせて17億6,000万ほどの債権を持っております。江迎町につきましては、トータル22億2,700万程度。一番大きいものが上から3番目の北松中央病院に対する貸付金の21億4,700万、これが大きくてこのような債権を持っていらっしゃるという状況でございます。それから、鹿町につきましては、2,900万ということで2件の債権がある。

次に9ページであります。財産の中で土地、建物、これは行政財産、それから普通財産、行政用語で申しわけないんですが、行政の用に供する財産とそれ以外の財産というふうに理解していただければと思いますが、佐世保市が1,697万平米ぐらいの土地を持っております。建物にいたしまして114万平米と。江迎町が、土地として161万平米、鹿町町が401万平米というような状況でございます。

これを聞いてもピンときませんので、参考までなんですが、佐世保市の全面積が363平方キロメートルです。この1,697万というのは、その4.7%に当たります。江迎は32平方キロメートルでありますから5.1%、鹿町が30平方キロメートルでありますので13.3%。トータルしますと佐世保市、2町で大体全体の5.3%ぐらいの土地を持っているんだというようなことで理解していただければと思います。

それから、10ページ、11ページであります。普通財産の中の山林等々につきまして、どのような状況なのかというお示しをしておりますので、後で詳しく見ていただければと思います。

それから、12ページにつきましては、その続き、無体財産、有価証券、出資による権利等についてお示しをしておりますが、ここでの特徴的なことを申し上げますと、出資による権利、(7)の部分で、江迎町さんが14億4,700万でございますけれども、これも主に北松中央病院の関係の出資が多いからこのような数字になっていると思われまして、鹿町町は6,100万の出資ということでございます。

次に13ページ、これから債務、いわゆる借金関係でございますが、まずこれは公営企業以外の分をお示しをしておりますが、佐世保市におきまして、その下の表を見ていただきたいと思っております。地方債残高という欄がございます。いわゆる借金残高が今幾らなのか。佐世保市は、一般会計で1,172億円の借金残高でございます。あと特別会計を含めまして、1,388億円の状況ということでございます。

一方、地方債が、一般会計、公共下水道につきまして、江迎町では特別会計で事業を運営なさっておりますので、これも含めまして84億6,000万、鹿町町は53億円程度の

借金の残高。

債務負担行為、これも負債になりますので、債務になります。これが佐世保市は67億、江迎が7,200万、鹿町町が1億3,400万という状況であるということでございます。

あと、次の14ページ以降につきましては、いわゆる公営企業について書いております。佐世保市は、公営企業が水道事業、これは上下水道事業ですね。それから、次の16、17ページになりますけれども、総合病院、それから交通局という公営企業を持っております。一方、江迎町、鹿町町につきましては、上水道事業はそれぞれ持っておりますが、下水道につきましては、先ほど申し上げましたように江迎が特別会計で対応しているらしいので、そちらのほうに入っている。公営企業としては入っていない。鹿町町は下水道事業自体がございません。あと、当然、総合病院、交通局は佐世保市のみということでございますので、ご参照していただきたいと思っております。

以上のように、この財産・負債については、佐世保市にすべてを引き継ぎますということでの提案でございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、これくらいで質疑をとどめます。

協議第23号

【朝長会長】 次に移ります。次に、協議第23号「特別職の身分の取扱い」についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 19ページでございます。協議第23号「特別職の身分の取扱い」についてであります。江迎町、鹿町町の常勤の特別職、これは町長、副町長、教育長さんでございます。この身分の取扱いについては、1市2町の長が別に協議をして定めましょうということにいたしております。

次、20ページをお開きください。そこに旧4町の例、それから今、江迎、鹿町町の特別職の現状ということで、江迎、鹿町の町長、副町長、教育長さんの任期等をそこに示しをしております。

一方、この旧合併4町、吉井、世知原、宇久、小佐々でこの特別職の取扱いをどのような形で行ったのかということではありますが、その提案内容としては全く同様でございます。1市1町、あるいは1市2町の長で協議をして定めるということにいたしてありまして、具体的に吉井、世知原におきましては、1年間非常勤嘱託理事ということで町長さんに嘱託理事になっていただいて、佐世保市は小規模自治体の運営とか経験がございませんので、小規模自治体を運営するというノウハウ、あるいは町政を担当してこられたことを、佐世保市の政策にアドバイスをいただくということで、1年間理事として対応していただくようにいたしました。これについては、世知原町長さんはみずからご辞退なさいましたので、結果的に吉井町長様が1年間理事としてアドバイスをいただきました。あと宇久町、小佐々町におきましては、原則どおりという言い方はどうなのかと思いますが、合併と同時に失職をされている。助役、収入役、教育長さんを含めて、そのような町長協議によっ

て対応をされてきた経過があるということでございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、次に移りたいと思います。

協議第24号

【朝長会長】 次に、協議第24号「条例・規則等の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 協議第24号「条例・規則等の取扱い」について、21ページでございますが、このことにつきましては、佐世保市の条例・規則等を適用しましょう。ただし、江迎町、鹿町町のみには適用のある条例、あるいは規則等のうちに、佐世保市に引き継ぐものにつきましては、現行の例によって新たに条例・規則等を制定をしましょう。それから、今合併協議をしていただいておりますけれども、このような合併協議、あるいは事務事業の調整等々を対応していきながら、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等につきましては、その調整内容等を踏まえて所要の改正を行いたいというような提案をするものでございます。

理由の欄に掲げておりますけれども、編入合併の場合につきましては、編入される江迎町、鹿町町の条例、規則等は、合併と同時に自治体がなくなりますので、当然、条例等もなくなるということでございます。失効して、編入をする佐世保市の条例、規則等に統一されるのが基本的な考え方であるためでございます。

次に、22ページ、23ページにその内容を示しておりますが、佐世保市におきまして、条例が300、規則が336、規程その他、これは、佐世保市は規程のみでございますけれども、合わせて771の条例、規則等がございます。例規集をインターネット上で公開もいたしております。江迎町におきましては、今条例が164、規則が120、規程その他が86で370。一方、23ページでありますけれども、鹿町町におきましては、条例が151本、規則が106、規程その他が44、合わせて301。301から370というのが両町の状況でございます。

ちなみに旧4町の場合でご説明申し上げますと、旧4町と合併を佐世保市がいたしまして、旧4町の協議の中で、新たに制定をいたしたのが65本で6%、一部改正等を行って統合したものが210本で19%、廃止、失効したものが851本で75%、合わせて1,126本、このような調整結果になっております。

今ご説明申し上げましたように、条例、規則等の取扱いについては、佐世保市の条例、規則等を適用します。ただし、必要のあるものについては、先ほど説明したようなことで行いたいということで提案するものでございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、質疑をとどめたいと思います。

協議第25 - 1号

【朝長会長】 次に、協議第25 - 1号です。「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 25ページをお開きください。協議第25 - 1号「一部事務組合・広域連合の取扱い(その1)」についてであります。今回、ご提案をさせていただいておりますのは、松浦地区火葬場組合、火葬料補助金について提案をするということでございます。

さきに私がお説明申し上げましたように、一部事務組合はほかにもございます。し尿、あるいはごみ処理、あるいは消防、それ以外にもございますが、今回はその1ということで、その中の火葬場組合についてご提案をするということでございます。

まず、火葬場組合の取扱いをどうするのかということですが、江迎町、鹿町町は、松浦地区火葬場組合との協議を経た上で、合併の前日をもって松浦地区火葬場組合を脱退していただき、以後、佐世保市においてその事務を行う。それから、2点目といたしまして、松浦斎苑火葬料補助金については、佐世保市の事業に合わせることにします。ただし、合併年度及びそれに続く5年間の経過措置といたしますということにしております。

これについて、まず火葬場組合、一番下に書いてありますが、どういう構成になっているかといいますと、松浦地区火葬場組合は、松浦市、それから鹿町町、江迎町、それと平戸市の一部、旧田平町のエリアを火葬場組合として構成されているということでございます。

26ページ、次のページをあけていただきたいんですが、実際この調整を検討するに当たって、まずどういう状況かというのをご説明をいたします。まず、利用状況について、18年度実績で西部芳世苑、それから松浦地区火葬場と書いております。西部芳世苑、ご承知の方が多いと思いますけれども、佐世保市の斎場でございまして、佐世保市は二つ斎場がございます。宇久まで入れたら三つでございますけれども、大きく東部と西部に芳世苑を持っております。ほとんどこちら、北松地域と言ったら失礼ですけれども、その地域の方々、それから佐世保市民の北部、中央区の北部のほうが、どちらかというところの西部芳世苑を活用しているという状況です。

西部芳世苑で、江迎町の皆様方は18年度で2件使っていらっしゃる例がありました。ほとんど74件は、松浦地区火葬場を活用なさっていらっしゃる。鹿町町でも52件中、西部芳世苑をお使いになるのは1件、松浦をお使いなのは51件ということで、圧倒的に松浦をお使いになっていらっしゃる状況である。これは当然、立地条件等でそうになっているのかなと思います。一方で、佐世保市は1,673件が西部芳世苑を活用していただきまして、松浦地区火葬場で28件ございます。この28件は、主に吉井地域の住民の方々でございます。

実は、吉井、世知原と合併協議を行う際に、このことは同じように議論がございまして、特に吉井地域が松浦市に近いものですから、特に吉井地域の北部の方々が、非常に松浦地区火葬場組合の利用が多いということで、火葬場補助金等も火葬料補助金ということで経過措置を5年間設けまして、今補助をしているところです。

一番下にちょっと施設の使用料及び補助金についてというのがございますが、西部芳世

苑、あるいは東部芳世苑につきましては、佐世保市民の方は使用料が1万円でございます。市外の方につきましては、今江迎町と鹿町町はまだ合併しておりませんので、今佐世保市では市外扱いになりますけれども、合併をすれば当然市内扱いになるということです。今5万7,000円かかります。同じように、松浦地区では、管内というのは先ほど申し上げました松浦、鹿町、江迎、田平でございますが、この方々は1万円と。松浦地区管外の方につきましては、6万円ということになっております。

したがって、合併をして佐世保市民になっていただきますと、江迎町、鹿町町の町民の方々は管外の居住者になるということになりますので、松浦火葬場を使えば6万円の使用料をご負担いただくことになる。したがって、これについては、負担が急遽大きくなるということで、半分の3万円、半額、2分の1の補助を5年間してはどうでしょうかということでの提案でございます。

ただ、ご参考までになりますますが、この火葬料補助金につきましては、1市4町の場合もいろいろ議論がございまして、実際3万円補助を出しても3万円負担しなければいけない、ぜひ西部芳世苑をお使いくださいと、それが市の一体化ということにつながるのでしょうかというようなご意見もありましたので、披瀝をさせていただいております。

なお、実際に今、火葬場組合に対してどれくらい両町でご負担をなさるかというのを、後先になって申しわけございません。26ページの真ん中の資料であります、江迎町で年間火葬場組合に620万ほどの負担金のご負担、鹿町町で587万円のご負担、合わせて年間1,208万円のご負担をされているということでございます。

その下に、一部事務組合構成町、先ほど申し上げました松浦市を含んだ分でございますけれども、それと清算方法等を含め離脱について今後協議を、本方針で決定した場合に行うこととなりますが、今事前に専門部会の段階でこのような方針でいくということについて、一部事務組合との事前の協議はさせていただいております。それを踏まえて今回提案をしているということでございます。

離脱に当たって清算金が発生した場合には、佐世保市に引き継ぎましょうということにしております。なお、吉井、世知原の場合はございませんでした。今のところは発生しないんじゃないかなと思っておりますが、何か出てくればこの協議会の中でも報告をいたしたいと思っております。

なお、27ページ、28ページに行財政調書をおつけしておりますが、特にここで申し上げておく必要がございますのは、27ページの右側の半分下のほうに、調整方針案・財政シミュレーションとしておりますが、火葬料補助金が年間にどの程度必要になるのかということをお示しをしております。の部分ですが、江迎の場合に年間225万の歳出を5カ年間続けることとなります。年間225万が必要になる。一方で、今、先ほど説明しましたように、負担金を620万ほどお支払いでございますので、仮に225万出しても脱退することによる負担金が減りますので、390万程度の差し引きプラスになる。同じように、鹿町町では422万円の差し引きになるということです。

それから、29ページ、調整方針案の財政シミュレーションの部分でございます。実は、佐世保市のこの西部芳世苑は今リニューアルしたばかりで、20年4月からリニューアルオープンをしておりますけれども、今、この計画に当たりまして、江迎町、鹿町町さんの分までの計算はしておりません、1市(旧4町)までの分の計算をしておりましたので、

2町の方々が芳世苑のほうをお使いになるとしますと、もちろん基礎はちゃんととっておるんですが、1基増設する必要がある。増設する計画がもともとありましたけれども、それをしていく必要がある。それには約3,000万程度の経費を見込んでおるといふことでございます。

以上のように、この一部事務組合、松浦地区火葬場組合につきましては脱退をして、佐世保市において行います。ただし、それによって影響を受ける町民の皆様方には、5年間火葬補助金として半額の補助をして経過措置をとりましょうという提案でございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、これぐらいで質疑をとどめます。

協議第26-1号

【朝長会長】 次に、協議第26-1号「使用料・手数料の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 31ページでございます。これも先ほどの一部事務組合と同じように、数回に分けて提案を申し上げたいと思います。その第1回分、「使用料・手数料の取扱い(その1)」についてでございます。

まず、総括的な提案の考え方を申し上げます。使用料、手数料は、住民負担に配慮しつつ、新市の速やかな一体性の確保、このために原則として佐世保市の制度に統一をいたします。ただし、江迎町、鹿町町の住民の皆様に影響が大きいものにつきましては、経過措置を講じていきます。住民生活にかかわる主要な使用料、手数料の取扱いについては、別紙のとおりということで、今回その下の項目に掲げておりますように、別紙項目を5件、今回提案させてもらっております。戸籍・住民票・税証明などの交付手数料、保育所の保育料、各種検診の自己負担金、上水道料金加入金、下水道使用料・受益者負担金ということで、非常に町民生活に身近なことについての提案になりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、32ページをお開きください。1番目の戸籍・住民票・税証明の交付手数料でございますが、これについては佐世保市の制度に合わせましょう。合併に伴いまして、江迎町、鹿町町住民の方々の印鑑登録証の切り替えについては無料といたしますということで、これは佐世保市に合わせるということで提案を申し上げます。この参考の欄に掲げておりますように、まず税証明関係が上の分でございますが、これは佐世保市と江迎町が似ておりまして、普通のものは300円です。ただし、佐世保市は住宅用家屋証明が1,300円ということで、これは佐世保市に合わせますと江迎町の皆様に負担増になる。一方で、鹿町町は証明手数料普通200円でございますので、これは佐世保市に合わせますと100円上がる。住宅用家屋証明は佐世保と同様の1,300円、これは負担は変わりません。一方で、戸籍謄・抄本、それから除籍その他でございますが、特に3番目、住民票の写し等につきまして、佐世保と江迎は一緒でございます。300円でございますけれども、鹿町は200円。印鑑登録証の交付につきましては、それぞれ違いがあると。再交付につ

きましても違いがあるということですが、これらをすべて佐世保市に合わせましょうということにいたしております。

額的に100円、比率としては上がりますけれども、100円の負担増、皆様方が役場に行かれて証明を取るというのは、年に1回あるかないかぐらいだろう。それに100円負担が上がるということについても、これは一定の理解が得られるのではないか。これは旧4町の合併もこのような取扱いをさせていただきまして、佐世保市に合わせるようにしておりますので、同じような取扱いをさせていただこうということでございます。

これにつきましては、36ページ、37ページにもう少し詳しく行財政調書として示しておりますけれども、36ページの左の一番下のほうを見ていただきたいんですが、まずこの戸籍関係については、江迎町とはそう変わりませんので、江迎町民の負担の増は年間でしても5万5,000円程度でございます。ただ、鹿町町、37ページにつきましては、住民票の写し等が佐世保市、江迎町は300円でありますので、100円上がるという関係から約5万4,000円程度の全体としての増でございます。ただ、件数から考えますと、そう1人の負担が増えるというような話ではないということでご理解をいただけたらと思います。

それから、次の38、39ページは、税務関係の証明の手数料であります。まず江迎につきましては、住宅用の家屋証明が300円から1,300円に上がりますので、これは1,000円上がるということになりますけれども、江迎町のほうにご確認をさせていただきましたが、年間で10件あるかないかぐらいだそうです。したがって、ここは件数から見ても佐世保市に合わせていただくということで適当ではないかということで提案させていただきました。

39ページ、鹿町町におきましては、100円上がりますけれども、そこは大目に見てくださいということでございます。

戻ります。32ページでございます。保育所の保育料についてでございます。これにつきましてご説明申し上げますが、これも佐世保市の基準額に合わせましょう。ただし、合併年度は1市2町それぞれの保育基準額を適用しましょうということになります。実際には、合併年度、先ほど申し上げますように、多分年度の後半、21年度の後半になりますので、合併して22年度からは佐世保市の基準額に合わせますということでございます。

実は、後で詳しく説明申し上げますが、保育料は佐世保市よりも両町のほうが相対的には安いです。安いですけれども、このような方針をとることにしております。何でもかと言って申し上げますと、実は専門部会の中でも十分話し合いを行いまして、20年度、21年度、特に21年度から、今佐世保市の保育料に見合うような改正をする方向でご検討していただいております。そこで、段階的に少しずつならして合わせていながら、町民の保育料をお支払いの皆様方に理解を求めていきたいということでございます。

これについては、40ページを開いてください。佐世保市、今、保育園児さんが3歳未満、3歳以上合わせまして4,480人いらっしゃる。一方、江迎町で133人、3歳児が57人、3歳児以上が76人。鹿町町の設定が、ちょっとほかのところと比べて珍しいんです。3歳児未満と3歳児と4歳以上という区分けをしてありまして、それぞれ3歳児未満が51人、3歳児が37人、4歳以上が81人という状況でございます。

このような状況の中で、次に42ページ、43ページ、これは今どのような保育料をと

るようなことにしているのかというのを示したものでございまして、一番左側に国と書いております。第1から第7までですね。国はこの区分で保育料を設定しなさいというのが基本的な指導でございます。

それに対しまして、もう少し階層を区分けをしていながら、それぞれの事情が世帯にはあられますので、その世帯をきめ細かに対応していくために、それぞれ佐世保市においても、江迎町、あるいは鹿町町においても区分を分けまして保育料の設定をしてあるということでございます。

概括的に申し上げますと、佐世保市の場合は、D4、D5、D6という欄でございますが、所得税が高い方につきましては、4万円の頭打ちでできております。考え方として、佐世保市は国から1万円引きぐらいの保育料の設定でございます。これに対しまして、江迎町のほうは、所得が上がる分については佐世保市よりも高うございますが、特に3歳児未満につきましては、所得が低い、あるいはいわゆる第1、第2、第3段階等々につきましては、町のほうが比較的低い水準になっている。それを43ページでは比較したものでございまして、これは単純に今の時点で比較しておりますので、それで申し上げますと、実際に、額別人数という欄を見ていただきたいんですけども、上がる方が50人で、減る方が62人、同額の方が21人。上がる方の中でも5,000円上がる方が4人いらっしゃる、6,800円が1人いらっしゃるということで、このような状況になっております。現時点ですね。

それから次のページ、44ページ、45ページにつきましては、鹿町町の状況になります。鹿町町は総じて保育料は安い設定にしているという状況でございます。これについては、現時点で比較いたしますと、増額なさる方が123人と多くて、減額になる方は29人、同額が17人、総トータルで169人という状況でございます。ただ、表を後で詳しく見ていただければわかるんですが、その影響が大きいと言われる方につきましては、4歳児以上の保育料の設定が、低い水準で設定をしてあるというのが一番大きな理由でございます。

私、先ほどご説明申し上げましたように、20年度から、あるいは特に21年度から佐世保市の保育料をベースにして、段階的に21年度の保育料の改正を検討なさって、22年度から全体的にならしていきながらやっていくということで、今検討されております。それでいきますと、そう増額する方も増えてこない。特に鹿町町の4歳児の方につきましては、上がるときに、もともとかかっていたのがそのままスライドされますよというような方向に調整としてはなる方向でございまして、ここで見れば非常に上がるように見えますけれども、段階を踏んでいけば一定の状況にはなるのではないかとということで、これは正直申し上げますと、佐世保市に合わせることによって保育料負担が増える方、減る方いらっしゃると思いますが、増える方が多いので、ご迷惑をかけるという言い方も失礼ですけども、増える方は増えるということではっきり申し上げて、論議をしていただくというのが一番よろしいと思っております、そのように生の姿を提案しておりますので、よろしく願いをいたします。

戻ります。次が各種検診の自己負担金、33ページに戻ってください。これにつきましても佐世保市の事業に合わせるということで提案するものでございます。これは、48ページをお開きいただきたいと思っております。ここに今健康診査事業の検診について、佐世保市、江迎町、鹿町町の状況を書き上げております。がん検診からその他の検診までですね。例

例えば胃がん検診でいきますと、佐世保市は40歳以上が大原則でありますけれども、30歳代の方も受診可能としておりまして、40歳以上の方は1,000円の負担をいただいております。30歳から39歳の方は3,000円。一方で、江迎、鹿町の皆様方は、集団健診でやっていらっしゃることもございまして、江迎町では40歳以上は受診料500円という状況、鹿町町は400円というような料金設定になっております。

全般的に見ておわかりのように、金額の設定につきましては佐世保のほうが高いという状況であります。例えば下から3番目の骨粗しょう症検診等につきましては無料でしておりまして、これは江迎町では未実施でございますし、歯周病患検診につきましても両町は未実施ということで、佐世保と合わせることで検診の範囲がぐっと広がります。一方でまた、がん検診等につきましても、備考欄の佐世保市欄に書き上げておりますように、例えば国民健康保険の加入者、70歳以上の方、生活保護世帯、市民税非課税世帯につきましても、無料でご提供させていただいておりますので、全般的に、受診料だけじゃなくて、トータルを見ていただきます。佐世保市のほうがすぐれているのではないかとということで佐世保市に合わせるという提案をしているものでございます。

33ページでございます。ここは大事なところなので、詳しく説明しておりますのでご了承くださいたいと思います。

上下水道料金・加入金についてでございます。

まず、上水道料金であります。提案内容といたしましては、佐世保市の制度に合わせましようということにいたしております。参考欄にも掲げておりますが、水量が少ない分については佐世保市のほうが安うございます。その境目が、江迎町の場合は34立米でございます。34立米までは佐世保市が安い。一方で、鹿町町との比較におきましては、21立米までは佐世保市のほうが安くて、それを超えますと町のほうが安くなるということになっております。

米印欄に今、市としては1カ月当たり、普通の一般家庭でどれくらい使われているでしょうかということを出しておりますが、佐世保市が平均で1カ月14.6立米です。江迎が15.1、鹿町は16.8という状況になっております。江迎で34立米まで、鹿町で21立米までですから、この範囲内でございますので、普通の一般家庭につきましては、総じて佐世保市の料金が比較的安いので、それだけ安くなるからこのような方針を出しているということでございます。

なお、次に制度の比較をいたしておりますが、一番大きな違いは、佐世保市は検針も料金を払うのも2カ月に1度でございます。江迎町、鹿町町さんは毎月、佐世保市は2カ月に1度にしております。その違いがございますので、そこはそういうことでわかっていたらと思っておりますが、この分についてはもう少し詳しくご説明したいと思います。

49ページをお開きください。一般家庭の方、あまり水を使わないところにつきましては、佐世保市のほうが相対的に安いので、これはこれとして理解いただけると思うんですが、この中の調整方針・財政シミュレーションの右側の欄でございます。実は、江迎町の大口の、実際水をたくさん使われる方、企業とかあるいは福祉施設だとか、そういうところにつきましては、A社につきましては年間200万程度。どうしても佐世保の場合、水量をたくさん使いますと料金が上がりますので、上がってくるということで、100万前後、100万以上ぐらいのところをここにA、B、C、Dでお示しをしておりますけれど

も、サービス業でありますとか福祉施設等々におきまして、これくらい各社で見れば負担増のところが出てきます。

同じように50ページでございますが、鹿町町、大口3社を挙げております。100万以上ぐらいのところなんです、特に鹿町のA社と書いておりますが、そこでは年間2,000万程度の、非常に水を使う会社がございます、ここが大きく増えます。あと190万、あるいは110万程度の負担が増えるというところが出てまいります。

会長、幹事会、専門部会でもここは十分議論をいたしたところでありますが、先ほど経過措置を設けること等についてずっと今まで説明を申し上げてまいりましたけれども、全体の中で調整をするというのが大原則でございます、ここの案件を特例とか経過措置を設けますと、じゃあ、どこで線を引くのですか、例えば、自分のところは50万上がったにしても、企業規模からいけば負担が大きいですよというような話もあるかもしれません。非常に難しい部分でございます、小佐々との合併協議の例をお伝えしておきます。

ある社につきまして年間の水道料が2,000万強ぐらい増えるということで大きな議論になったんですが、結果的にこれはやむなしということで、合併協議が調ってきた経過がございます。これもはっきり現状を申し上げておく、都合が悪いことをはっきり言っておかないと、こがんことは合併協議会の中で出てこなかったと、水を扱う企業にとっては大きな問題だという話があるかもしれないので、ここはきちり説明しておきたいと思っております。

ただし、なかなかこれを調整し、特例・経過措置をとるというのはなかなか難しいということで、非常に厳しい内容ではございます。一般家庭はよろしいんですけども、こういう問題も出てきます。しかし、それはなかなか特例をとるというのは難しいということで、ご提案申し上げたということでございます。

33ページの下の方でございます。加入金でございますが、上水道の加入金について、これも新市全域におきまして佐世保市の制度を適用するというので、現在両町の皆様は加入金がございます。佐世保市と合併をいたしますと、加入金を取らせていただくようになります。ただし、今既に両町で実際水道を使っている方は、新たに取り扱いはいたしません。新たに家を建てたりして、新たに使うという場合に、それから加入金を取らせていただきますということにいたしております。既存で今使っている方からは加入金を取らないという取扱いをさせていただくということでございます。

それから、34ページ、下水道使用料及び受益者負担金についてでございます。これは、鹿町町は下水道がございませんので、佐世保市と江迎町の調整ということになるわけですが、この下水道使用料につきましても、佐世保市の制度に合わせましょうということにいたしております。

表を見ていただけますでしょうか。これも境界線が、68立米までは佐世保市のほうが安く、68立米を超えますと町のほうが割高になりますということで、これも先ほどの平均処理量、これは上水道と同じでございますけれども、14から15立米になりますので、一般家庭の皆様方については、むしろ料金を佐世保市に合わせることで料金は比較的下がります。ということが言えます。

ただし、先ほどの上水道と一緒に、これも下水も水を使うことに変わりはございませんので、大口の使用者につきましては上がるところがあるということで、これも53ページ

に江迎町の例で大口2社、1年間で、1社は190万程度、B社で80万程度上がるというようなことが発生するという状況でございます。しかしながら、調整方針についてはやはり佐世保市に合わせましょうという、随分議論いたしました、それが一番適切じゃないかということでご提案を申し上げているものでございます。

それからもう一つでございます。34ページに戻ってください。下水道受益者負担金についてですが、これについては、佐世保市と江迎町の負担の仕方が全然違いまして、35ページを見ていただければおわかりになるんですけども、佐世保市は100坪当たり幾らですという負担を、地域ごとに負担区を、エリアを定めておりまして、それぞれ第1区から第7区まで、平米あたりの金額で定めています。一方、江迎町におきましては、いわゆる水道メーターの口径、何ミリをお使いになっていらっしゃるのかということで、負担金を取られていらっしゃるということで、これは二つを統合するというのはなかなか難しく、例えば第8区を江迎町にして、このような今江迎町がしていらっしゃる負担をそのまま取り込んで運用していきましようということで、これが第8区になるかどうかはわかりませんが、江迎町のこの負担額をそのまま持ってきてほしいということでの提案でございます。

ちょっと長くなりました。非常に住民生活に密着する部分でございますので、詳しく説明を申し上げます。説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、これぐらいで質疑をとどめまして、次に移ります。

協議第27号

【朝長会長】 次に、協議第27号「附属機関等の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 まず1点、お願いがございます。ちょっと私、説明が長過ぎまして、もう11時45分近くになっているということでございますので、説明が少し簡単になることをお許しいただきたいと思っております。

57ページでございます。協議第27号「附属機関等の取扱い」についてであります、これについては、1市2町に置かれている附属機関等につきましては、原則として佐世保市に統合します。なお、両町独自に置かれている附属機関等につきましては、実態を考慮した上で、新市におきまして必要に応じて設置をします。それから、附属機関等の委員構成につきましても、必要に応じて両町の地域性に配慮した適切な措置を講じたいというものでございますが、まず、58ページ、59ページ、これは行財政調書になりますから、A3で大きくしているものもございますが、これを見ていただきたいと思います。

今、佐世保市におきまして、附属機関は、法律によるもの、条例によるもの、またそれに準じた機関を合わせまして130ございます。江迎町は44、鹿町町は43ある。同じようなものについては一本化できます。町独自でしていらっしゃるものについては、新市でそれが必要なかどうかを判断した上で必要なものについては引継ぎましょう。新市の中では、これは新たに必要ないんじゃないかというものにつきましては廃止を、引き継が

ないというようなことで整理をしているものでございます。

ちなみに、法律によってしているもの、例として60ページ、61ページに挙げております。佐世保市、江迎町、鹿町町、それぞれ書いておりますが、三つともある分について、例えば固定資産評価審査委員会、これは佐世保もありますし、当然法律に基づいてあるものですから、江迎町、鹿町町もある。これについては佐世保市に一本化されます。という話になります。例えば、協議を要するものが下から2番目、地方独立行政法人評価委員会というのは、江迎町だけにある制度です。これは、多分北松中央病院の経営に対する評価委員会ということで、これは新市においても必要であれば、そのまま佐世保市としてこの附属機関を設置するかどうかを検討して決めていかなければいけないことになります。それを詳しく、条例ごとに、あるいはそれ以外ということで、資料の73ページまで、全部調べ上げてここに書いておりますので、後で見えていただければと思います。

それから、佐世保市の附属機関は原則、委員構成が学識経験者、例えば何々団体が代表を出しているかとかそういうものが多うございます。地域性を考慮したものというのはそうたくさんございませんが、そんなものがある場合については、当然、江迎、鹿町に配慮していきながらやっていくということになるということでございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめます。次に移ります

協議第28-1号

【朝長会長】 次に協議第28-1号「補助金・交付金等の取扱い(その1)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 75ページをお願いいたします。これも補助金、交付金等の1回目でございます。まず、総括的な提案の考え方についてご説明申し上げますが、補助金につきましては、過去の経緯、実情を踏まえつつ、その公益上の必要性や内容を検討した上で、次のとおり調整を行うということで、一つが、同一または同種の補助金制度については、原則整理、統合を行いましょと。独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら調整しましょとということで、これも主要な補助金、交付金等について別紙として、それぞれこの協議の中で合意をいただきたいということにしておりまして、今回の提案は2件、遠距離通学費補助金と合併処理浄化槽補助金、この二つについて提案申し上げます。

76ページをお開きください。一つが遠距離通学費補助金についてであります。この分につきましては、特に鹿町町におきまして、通常、例えば小学校でありますと4キロ未満、中学校でいきますと6キロ未満については、補助制度は通常はございません。だから、特別に鹿町の政策ということでなさっているというものでございます。通学路がきちっと整備できていない状況もあるので、なさっているというふうにお伺いしておりますが、これについては、一挙に佐世保市の制度に合わせるということになった場合に、ちょっと影響が大きいのではないかということで、まず原則は佐世保市の制度に合わせます。ただし、

合併することによって、鹿町町で通学距離4キロメートル、6キロメートル未満の小中学生で補助を受けていらっしゃる方については、合併年度よりそれに次ぐ3カ年間は経過措置を設けましょうということでございます。ただし、取扱いは次の三つを掲げております。一つは校内学校に在籍する間のみとしましょう。これは、例えば小学校4年生でしたら、4、5、6年の3カ年間補助を行っていくということになりますね。ところが、5年生、6年生は、2年間とか1年間の補助。新たにまた中学校は中学校でということになりますので、あくまで学校に在籍する間のみということと、それから鹿町町の4キロ未満の小中学生の実際に補助する金額についてであります。第1子の方、一番上の子供さんについては4分の3の補助をしていらっしゃいます。2子以降の方につきましては、保護者の方に500円まで負担してもらって、それ以上は取りませんという形になります。ただ、これも4分の3に統一をさせていただきます。6キロ未満についても同じように4分の3で統一をさせていただきますということです。それから3点目といたしまして、今までは定期券を一括購入してなさっていらっしゃったという経緯があるんですが、これについては申請による補助方式へ変更をさせていただきます。これは佐世保市では全部やっておりますので、それに合わせていただく。

実は、小佐々町の場合もこの遠距離通学補助金の経過措置を設けておりますが、同じように申請による補助方式ということで整理をしてきた経過がございます。したがって、その4キロ未満につきましては、3年間経過措置を設けて4分の3の補助をしましょう。それから、4キロメートル以上、6キロメートル以上の方の2子以降につきましても、今500円の負担ですが、これも4分の3に合わせていただきましょうという提案をいたしております。

詳しくは78、79ページに書いておりますけれども、これはちょっと今日、時間の関係がございますので、次回まで十分時間がございますので、じっくり読んでいただければと思います。

次に、2番目の合併処理浄化槽補助金についてでございます。これにつきましても、佐世保市の制度に合わせましょう。もともと合併浄化槽の補助金自体が国の補助制度でございますので、基本的にはほとんど変わりませんけれども、違いが申請者の居宅、住宅のところは佐世保市も2町も同じなんですけれども、居宅以外のところについては、佐世保市は半額です。ここで影響が出てくるということがございます。

ただ、これにつきましては、資料の81ページに江迎町の状況、佐世保市の状況を書いておりますけれども、その右側の一番下の欄に、申請者住居以外の方の例を3カ年間調べていただきました。そしたら3カ年で1件だけでございます。同じように、83ページのほうに鹿町町の状況を掲げておりますけれども、これも17、18、19年度、3カ年間で1件だけが申請者居宅住居以外ということになっておりますので、この件数から見てほとんどないという状況で整理をできるのではないかとということで、77ページに戻りますけれども、佐世保市に合わせましょう。両町、申請者住宅以外の申請はほとんどないので、合併後の影響は少ないと考えられるからこのようにするというので提案するものでございます。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かご意

見、ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、質疑をとどめたいと思います。

以上で、提案された議案、協議第22号から協議第28-1号の7件につきましては、終了いたします。

これらの項目につきましては、次回の協議会で結論を得ていきたいと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いをいたします。

(4) 報告事項

【朝長会長】 それでは、次に報告事項に移ります。

報告第3号事務事業の調整結果報告(調整案件 B以下 幹事会調整事項)については、報告第3-1号「契約監理部会の事務事業の取扱い」についてから、報告第3-6号「農業委員部会の事務事業の取扱い」についてまで、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局】 別冊ということで、報告第3-1号をまず見ていただきたいと思っております。「契約監理部会の事務事業の取扱い」についてであります。まず、表の見方についてご説明申し上げたいと思っております。1ページをあけていただきたいんですが、最初に大、中、小項目、細目、その後1市2町の比較ということにしております。たまたまこの契約監理部会はずべて丸がついておりますが、この丸の意味ですけれども、制度をお互いに実施していて、同じような制度の場合はこの丸をつけております。実施していない場合はバツをしております。

それと、参考までに一番最後の3-6というのを見ていただきたいと思っております。3-6が、「農業委員部会の事務事業の取扱い」というのを見ていただきたいんですが、よろしゅうございませうか。ここを見ていただくと、1市2町の比較の部分が、例えば農業委員業務については、佐世保市が丸、江迎町、鹿町町は二重丸にしております。これは比較検討して、どちらかと言えば住民から見てサービスが高い、あるいは負担が低い、このようなものについては二重丸と丸の差をつけております。

その次の補助金・交付金等の取扱いの農地集積協力金、小項目の欄でございます。佐世保が一重丸で、江迎町がバツ、鹿町町は二重丸。これはそれぞれ、江迎町は制度がない。佐世保市はあります。鹿町町もありますが、佐世保市と鹿町町を比較した場合、比較的鹿町のほうがサービスがいいなというようなものがこのような表示になっております。ということで、このような見方をしていただければと思っております。

契約監理部会に戻っていただきたいんですが、そのようなことで1市2町の比較が書いてあります。それから、調整方針であります。これはどういった調整で幹事会まで決めたのかというのが書いてあります。比較結果というのは、その調整方針を定めるに当たりまして、特に特徴的なこと等を比較結果として掲げております。

それから、協議ランクはB、C、D、第1回目のときにご説明いたしましたけれども、Bランクと書いておりますのは、ほとんど内部事務的なことで、住民サービスに直接影響がかからないものがBランク。Cランクはほとんどサービスが同じもの。Dランクは、違いがあるけれども、影響が非常に大きいとまでは言えないもの、影響が小さいものがDランクというような大まかな分け方をしております。専門部会のほうでランクづけをして、

このランクでいいのかどうかを幹事会まで諮りまして、お手元に示しています。分科会というのは、実際にかかわる佐世保市の課、町という係を代表して佐世保市の課の名称を使っております。

ページと書いておりますのは、例えば一番上の建設工事の施行規則でいきますと、1ページ、2ページにそれぞれ行財政調書をつけておりまして、佐世保市と江迎町、鹿町町の比較の中で、このような制度にしましたよというのがわかるように、行財政調書をすべてつけております。

まず、この契約監理部会、7件ありますけれども、内部事務的な取扱いを定めるものでございまして、幹事会の中でこの制度に合わせる、あるいは必要ないということでご決定をいただいているものでございます。詳しくは、それぞれ行財政調書を見ていただければと思います。

今後、すべてこのような形で報告をしていきたいと思いますが、実はまだ最終集計をしておりませんが、このBランク以下で八百数十件ぐらいを見込んでございます。今回出しておりますのが約60件で、8%ぐらいでございまして、次回から資料が厚くなりますが、200件近くぐらいをお送りしたいと思いますので、気合いを入れて見ていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。あくまでこれは協議会の報告です。すべてこれをやりますと3年ぐらいかかりますので、よろしくお願ひいたします。

「土木部会の事務事業の取扱い」についてであります。同じような調整をしております。ここは、数点だけ説明を加えたいと思います。この総括表、事務事業管理表、市の手数料の取扱いについてであります。道路占用料、河川占用料、法定外公共物占用料、これについてはそれぞれ制度を持っておりますが、佐世保市のほうが比較的高うございますけれども、相手様が九電さん、それから電柱関係はN T Tさん、それから一部地域の方がいらっしゃいます。それぞれ地方税をほとんど減税措置をとっていらっしゃいます。それをどうするのかというのは専門部会のほうでやっていきますが、原則は佐世保市に合わせていくということで提案しておりますので、後で読んでいただきたいと思います。

それから、土木部会の取扱いは、ここに項目を掲げておりますが、ここにつきましても、ちょっと説明をすべてしますと時間がございませんので、このようなことについてはそこに書いておるような調整をしているんだということをお願いをしたいと思います。

なお、次のページの補助金・交付金等の取扱いにつきましても、佐世保市は里道補助で草刈り、照明補助というのをやっているんですよということで、これは佐世保市の制度を適用するというようなことで整理をしているということです。

次に、3-3号「契約監理部会の事務事業の取扱い」については、これはほとんどが内部事務でございますので、佐世保市に合わせます。積算システム等を含めて、そのようなことにしておりますので、後で見ていただけたらと思います。

次に、「選挙管理部会の事務事業の取扱い」、3-4号でございます。ここでは、5件ほど調整を重ねておりますけれども、この中でご説明を加えたいのは、一番目の投票区割りでございます。これについては、投票区割りの見直しを検討し、佐世保市に引き継ぐということにいたしておりますが、これは傍聴の方はちょっと行政調書をつけておりませんで申しわけないんですが、委員さんの皆様では1ページ、2ページでございます。今、佐世保市は、94投票所が一般選挙でございます。江迎町、鹿町町は、江迎町が4投票所、鹿

町が5投票所であります。佐世保市は94投票所について、大体投票者数が平均2,200人ぐらい。多いところはたくさんありますよ。少ないところもありますが、平均で2,200名。それを一つのベースに考えまして、一般的な投票所につきましては、それぞれの町の選挙管理委員会のほうに投げかけをして、投票所の見直し、検討をしていただいて、それを佐世保市に引き継ぐというようなことで、専門部会のほうで検討していただいております。また、今、検討中ではございますが、過去の4町の例からいきますと、参考にまた先ほど言いました1カ所平均で2,200人ということ想定いたしますと、江迎町も鹿町につきましても、2投票区の方で見直しが進められるのではないかとというふうに想定をされております。

後は参考にさせていただきたいと思います。

それから、報告3-5号「監査部会の事務事業」であります。3件ございますけれども、これもほとんど内部事務のこと、あるいは監査委員は佐世保市の監査委員が代表するということを決めておるものでございまして、説明は省かせていただきます。

次に、最後、3-6号「農業委員部会の事務事業の取扱い」についてであります。6件ございますが、証明手数料につきまして、1ページ、2ページを開いていただきたいんですが、佐世保は300円程度を農業委員会の証明についてはとっておりますが、両町は手数料を取っていらっしゃいません。ただ、年間の件数が7件とか3件ぐらいになりますので、そう負担となるものではないということで、佐世保市の制度に合わせるということにいたしております。Bランクということでしております。

後はお読みいただければと思います。

ちょっと駆け足になりましたけれども、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【朝長会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 今後、何か意見等がございましたら、次回以降の協議会でも出していただきたいと思います。特に問題、意見等がなければ、協議会として報告を承認することで取扱いしたいと思います。今後とも報告事項がたくさん出てまいります。以降も同様の取扱いとしたいと思いますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それではそのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

4.その他

【朝長会長】 それでは次に移ります。次回日程についてでございます。事務局からご説明を願います。

【事務局】 最後の84ページでございます。会議次第、3回目の最後のページでございますが、次回は10月30日、また月末で大変恐縮ではございますが、10月30日の木曜日、2時から、場所は鹿町中学校の体育館で行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。お諮りいただきたいと思います。

【朝長会長】 ただいま事務局が示した次回協議会の日程及び場所について、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、次回の協議会の開催日は、事務局説明のと通りの日程で開催することといたします。

そのほかに事務局のほうから何かございませんでしょうか。

【事務局】 その他のその他でございますが、まちづくり基本計画についてでありますけれども、1回目の協議会のときに3回目、4回目ぐらいで素案を示せたらなということにいたしておりましたが、今、専門部会、分科会のほうで一生懸命議論をしております、次回、あるいは第4回か第5回ぐらいには素案を示せるという状況で今事務を進めておるところでございますので、報告をさせていただきたいと思っております。出した段階では、この協議会の中でもご議論を賜りたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ほかに委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございます。それでは、ご質問やご意見もないようでございますので、協議会を閉じたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

5.閉会

【朝長会長】 本日はどうもお疲れさまでございました。皆様のご協力に感謝を申し上げます。会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

了